

「新潟市食の安全基本方針（第4次改定素案）」

に対する市民意見募集について

1. 案件の概要

本市では、「食の安全基本方針」を策定し、農林水産物の生産から消費にわたる全ての段階で、食の安心安全を確保するための総合的な取り組みを進めています。

このたび、令和7年度から令和13年度までの方針について、市民の皆様から意見を募集いたします。

2. 配布・閲覧場所

以下の場所で資料の配布・閲覧を行っています。（閉庁日は除きます）

- ・ 市政情報室（市役所本館1階）
- ・ 各区役所（設置場所は各区地域課・地域総務課にお問い合わせください。）
- ・ 保健所食の安全推進課（総合保健医療センター 3階）
- ・ 中央図書館（ほんぽーと）
- ・ 各出張所

※このほか、以下のURLにて本市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/kocho/public/publiccomment/hokeneisei/hokenanzen/index.html>

3. ご意見の募集期間

令和7年1月10日（金曜）から令和7年2月9日（日曜）まで

4. 記入上の注意

- ・ 意見書に住所・氏名（法人その他の団体にあつては、所在地・名称・代表者の氏名）、連絡先（電話番号、ファックス番号、メールアドレス等）を必ず明記してください。
- ・ ご意見は該当箇所（ページ、行番号など）を特定し、できるだけ具体的にご記入ください。
- ・ 電話でのご意見はお受けできません。

5. ご意見（意見書）の提出方法

以下のいずれかでお願いたします。

◆ 郵便

〒950-0914

新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号 総合保健医療センター3階

新潟市保健所食の安全推進課 宛

※令和7年2月9日（日曜）消印有効とさせていただきます。

◆ ファクシミリ

FAX：025-246-5673 新潟市保健所食の安全推進課 宛

◆ 電子メール

アドレス：shokuanzen@city.niigata.lg.jp

※メールでご提出頂いた方には着信確認メールを返信しますので、提出後3日以内（閉庁日を除く）に返信がない場合は必ずお問い合わせ下さい。

◆ 直接持参

保健所食の安全推進課（中央区紫竹山3-3-11）ほか、資料設置場所

6. ご提出いただいたご意見の取り扱い

- ・この手続により収集した個人情報については、「新潟市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱います。
- ・提出されたご意見は、その概要をとりまとめて公表します。
- ・ご意見に対しては、取りまとめた後、ホームページ等で市の考え方を公表します。
- ・ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

7. お問い合わせ

新潟市保健所食の安全推進課（総合保健医療センター 3階）

所在地：〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号

電話：025-212-8226

FAX：025-246-5673

電子メール：shokuanzen@city.niigata.lg.jp